

令和7年度 富里市立日吉台小学校 いじめ防止基本方針

平成26年2月28日策定
平成29年3月31日改定
平成30年4月2日改定
平成31年4月3日改定
令和2年4月2日改定
令和3年4月2日改定
令和3年7月30日改定
令和4年4月22日改定
令和5年3月24日改定
令和6年3月22日改定
令和7年4月2日改定

1 はじめに

本校では、「いじめは決して許されないことであり、また、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである」という認識のもと、改めていじめ問題を直視し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応していくために「いじめを許さない風紀づくり」を、早急に確立していかなければならないと考えています。

そこで、本校では、いじめ防止対策推進法及び、とみさと教育プラン並びにとみさと教育指導指針を受け、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために「富里市立日吉台小学校いじめ防止基本方針」を策定します。

第1章 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＊いじめ防止対策推進法第2条より

①一定の人間関係とは

ここで言う一定の人的関係とは、校内外を問わず、本校児童間および、近隣小学校ならびに近隣中学校に在籍する児童等間との関係を指し、同じ学級、同じ課外活動、地域での習い事等を通して成す集団での関係を意味します。

②物理的な影響とは

ここで言う物理的な影響とは、知的財産や金銭を含む児童の所有物全般を指し、それらのものに対する損害や破損を意味します。

③好意から行った行為とは

いじめを受けていると感じた児童と、いじめを行ったとされる児童等の意識の乖離を指し、それが好意から行ったものでも、改善に向けてそれら行為等の見直し、場合によっては禁止を促す必要があります。具体例として、

ア) 褒め言葉や賞賛の拍手が冷やかしと取られる場合

- イ) 贈りものが負担に感じる場合
- ウ) 当該児童の情報を漏らす場合
- エ) 助けるつもりで特例を設けたり特別扱いしたりする場合
- オ) 児童間での罰則を認める場合等

④心身の苦痛を感じているものとは

ここで言う心身の苦痛を感じているものとは、被害児童の主観によっていじめかどうかが決せられるということです。被害者の目線から、いじめの範囲をできるだけ広く取るべきという考えからこのような定義となっています。一般的に心身の苦痛を感じないと思われる行為（じゃれあいの常套句や何気ない接触）であっても、それを受ける児童等が苦痛を感じていれば、当該行為はいじめと認定されることになります。

さらには、主観だけで判断されるわけではなく、客観的な要素から総合的にいじめを認定することも想定されています。例えば、本人がいじめを否定（苦痛を感じていないと主張）している場合でも、行為の態様や周囲の様子、本人の様子、身体上の痕跡などから、いじめと判断する必要があるケースもあります。

また、インターネット等への書き込みで、本人がその存在を全く認識していない場合でも、内容によってはいじめと認め、対処させるべき場合もあります。

【いじめ認知について】

- ア) けんかやふざけ合いであっても、調査し、被害に着目し、いじめか否かを判断します。
- イ) 好意から行った行為でも相手が心身の苦痛を感じた場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合は、いじめという言葉を使わず指導とすることは可能である。ただし、法が定義するいじめには該当します。
- ウ) 意図して行った行為ではなく、また、1回のみで継続して行われた行為でなくても、相手が心身の苦痛を感じている場合はいじめと認知します。

2 基本理念

①いじめの理解

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものと理解し、その理解のもと、全職員が家庭及び関係機関との連携を図ることで、いじめのない学校を築くことに努力を惜しまないこととします。

②いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめはすべての児童等に関係する問題であると捉え、すべての児童がいじめを行わず、また、他の児童等に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）の対策を講じるものとします。

③いじめの解消の定義

- ア) いじめに係わる行為が止んでいること

イ) 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

※ただし、いじめの再発防止のために、安易に解消したとは考えずに、継続して観察することを第一義に考えます。

3 いじめの禁止（本校全教職員および児童の共通理解事項）

○児童等はいじめを行ってはならない。（いじめ防止対策推進法第4条より）

4 いじめ防止に向けての学校及び職員の責務

（責務）

本校は、上記基本理念にのっとりいじめが行われず、すべての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める責務を有します。

（基本姿勢）

- ①いじめを許さないという毅然とした態度で、いじめの兆候や発生を見逃さない集団づくりや雰囲気づくりに努めます。
- ②児童一人一人の有用感を高め、自尊感情を育むとともに、自他の存在を認め合える教育活動を推進します。
- ③いじめ防止、早期発見、早期解決のために、いじめに対する認識を全職員で共有します。
- ④いじめ防止、早期発見、早期解決のために、職員がチームで教育活動にあたるとともに、保護者や関係団体、専門家との連携を図ります。

5 コンプライアンス

いじめ防止対策推進法の趣旨と内容を理解し、これを遵守するとともに、いじめの防止等のための基本方針を受けて策定した、「学校基本方針」にもとづいて、いじめ防止、早期発見、早期解決にむけての教育活動を充実させます。また、いじめ問題への対応にあたっては、「学校基本方針」にもとづいて適切な情報収集を行い、その内容について正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行いません。

第2章 学校いじめ対策組織

1 名称 富里市立日吉台小学校いじめ対策委員会

2 組織

管理職、教務主任、養護教諭、学年主任、いじめ対策相談員等からなる、校内組織を設置します。

① 校内組織

学校基本方針の策定（組織の全構成員の参加）

校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、学年主任、特別支援コーディネーター、事務担当職員、教育相談担当、情報担当教諭、養護教諭、いじめ対策相談員、児童会代表、保護者代表、警察、学校医等。

日常的な業務についての協議（組織の中に事務局を決め対応します。）

管理職、生徒指導主任、事務担当職員、教育相談担当、養護教諭

いじめの疑いに係る情報があったときの緊急会議（組織の一部に当該いじめ事案に係る職員が加わる。）

管理職，生徒指導主任，関係学年主任，事務担当職員，担任，関係学年職員，その他必要に応じて教務主任，教育相談担当，養護教諭，部活動顧問，いじめ対策相談員等。

② 家庭や地域，関係機関と連携した組織

3 役割

校内に設置された本組織は具体的に以下の役割を果たします。

①学校経営方針に基づくいじめ防止の取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

②いじめの相談・通報の窓口としての役割

③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割

④いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

第3章 いじめの未然防止について

1 いじめを許さない学校づくり

○教育活動全体を通して，「いじめは絶対に許されない行為である」という認識を年度当初に全教職員，全児童が共有できる学校風土を醸成します。

○学校は「いじめを許さない」「いじめられている子を徹底的に守る」という姿勢を日頃から示します。子どもたちの様子の情報共有を教職員でこまめに行います。

○直接いじめに関わらなくても，見て見ぬふりをすることは傍観者としていじめに加担していることを指導します。

○特に配慮が必要な以下の児童については教職員全員で注意深く見守り，保護者と連携しながら，日常的に適切な支援を行います。また，配慮が必要な児童について，周囲の児童に必要な指導を適宜行います。

- ・発達障害を含む障害をもつ児童
- ・性同一性障害
- ・帰国子女
- ・外国人や国際結婚の保護者をもつ児童
- ・東日本大震災により被災した児童及び原発事故により避難している児童
- ・新型コロナウイルスに関わる児童

（ワクチン接種者や医療従事者，本人・家族の感染経験または諸外国に保護者を持つ児童）

2 児童，保護者への啓発活動

○学校ホームページや，学校便り等を活用して，定期的にいじめに対する本校の姿勢を明らかにし，いじめに対する情報を提供します。

○年度始めには，いじめ問題に対する基本方針（本方針）や保護者の責任等を明らかにし，児童や保護者の理解を得ます。

○生徒指導推進委員会で各学級から情報を収集し、実名入りの資料を作成して共通理解を図ることにより、問題が大きくなる前に対策を実践します。その後、教育相談を行います。

3 いじめに関する定期的なアンケート調査

○いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうるとの認識のもと、いじめ状況把握のため定期的なアンケート調査を実施します。このとき、必ず子どものよいところや成長したところを褒めます。また、困っていることはないか聞きます。

- ・6月下旬、11月下旬、2月下旬に実施します。
- ・インターネットを通じたいじめについての質問も設けます。
- ・原則として記名調査とします。調査実施時にいじめ加害者が被害者に圧力をかける。とも想定されるため、実施時には、「あなたの書いたアンケートの内容は誰にもわからないようにする」「友達の書いたアンケート内容を詮索しない」ことを取り決め、全児童に周知します。

4 教職員の発言

○教職員の不適切な発言（差別的な発言や児童生徒を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長することを全教職員で確認します。

○不適切な発言については一切排除し、職員同士が互いに注意し合えるようにします。

○学校職員が一堂に会して、全教職員、全児童で暴力や暴言を排除することを確認します。

5 「道徳科」を要とした総合単元的な道徳教育の実施

本校では、過去にいじめが問題となった経緯もあり、道徳教育の研究・実践を通して豊かな心の育成を目指してきました。また、自尊感情の低さも諸外国と比べて顕著であるという分析もあり、本校でも同様の調査結果でした。

これらのことから、本校では、「総合単元的学習計画を生かし、体験をもとにした話し合い活動を取り入れれば、健全な自己肯定感や相手を思いやる気持ちが育ち、道徳的判断力、道徳的实践意欲・態度が育つであろう。」という仮説を立てました。

具体的には、次のような実践を行っていきます。

- 「『いのち』のつながりと輝き」を主題とし「考え、議論する」ことを意識した道徳教育の充実を図り、いじめの防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組
- いじめの重大性に自ら気づき、防止に向けて強い心で主体的に行動ができる児童生徒を育成するための取組の推進
- 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整して解決できる力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる取組を実態に応じて推進
- 授業や短学活での児童による相互評価、友達のよいところを発表し合う活動
- 具体物や映像資料を用いた「道徳科」の授業の実施

○異年齢交流（全校遠足、交流清掃、たてわり活動等）

- 幼稚園，中学校，知的障害者施設との交流
- よいこと電話（担任から保護者へ電話連絡する時によいこと一つは言う）
- ゲストティーチャーを招いての交流活動（町の名人に学ぶ等）
- 過度の競争意識，勝利至上主義等により，児童生徒のストレスを高めることがいじめを誘発する場合があることを認識し，適切に対応

そのために学校では，道德教育の要の時間としての道德科の充実はもとより，意図的・計画的な人とのかかわりを通して自己有用感を高め，児童自らが道德の内容項目を感じ取っていくことを目指しています。

6 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開

いじめの未然防止の基本は，児童生徒が，心の通じ合うコミュニケーション能力を育み，規律正しい態度で授業に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりが必要です。また，生徒指導の機能を重視した「わかる授業」では，自己決定の場や機会が設定されます。さらに，学級づくり・授業づくりの中で子ども同士の共感的な人間関係を育てることにより，自己存在感も高められます。「わかる授業」の展開は，子どもたちのストレスを低下させ，いじめの防止にも役立つと考えています。

具体的には，次のような学習指導を展開していきます。

- 「わかる授業」は，子ども自身が自ら学ぶ時に成立します。教材研究等を学年で工夫し，問題解決的な指導・体験を通した実感を伴った指導等の学習を展開します。
- 学習活動の中に，自ら課題を設定したり選択したりする自己決定する場や機会をつくり，自己存在感を高めます。
- 子どもどうしの共感的な人間関係を育てるためには，学習の中に学び合いが成立する必要があります。ペア学習やグループ学習，学級全体での話し合い活動等を展開することにより，相互にかかわり合い学び合う活動の充実を図ります。また，子どもたち同士の交流を深める場を確立し，お互いの考え方の違いを発見し，認めていくようにします。

7 保護者や地域の方々と連携した多様な体験を通した道德的判断力，道德的实践意欲・態度の育成

道德科の指導は，家庭や地域社会の協力が必要です。学校は自校の道德教育の内容項目について，保護者や地域の人に理解を求め，家庭や地域社会での教育と学校教育の関連性や一貫性を確立し，三者の連携による指導が必要です。

このことから，本校では保護者だけでなく地域の方々にも道德科の授業公開を実施しています。また，交流・体験活動を実施する時は，事前打合せを重視しています。交流活動の目標は何か，ゲストにどのような説話，発問等をしてもらいたいかを十分に時間をかけて話し合っていきます。

具体的には，次のような実践を行っていきます。

- 動物愛護体験や福祉体験
- 高齢者との交流やなかよし七夕の飾り付け
- 心を豊かにするお話会や読み聞かせ会
- スイカ農家見学・体験

- 伝統文化体験（茶道・佐原囃子等）
- あいさつ運動（児童ボランティア，保護者）
- 道徳科の公開授業や道徳教育懇談会（教育ミニ集会）の実施

8 児童の自発的な活動の支援

児童会活動において、いじめに関わる問題を取り上げて、児童が自主的に取り組む活動を指導・支援していきます。この活動を通して自分たちが「いじめをなくしていこう」という意識を醸成していきます。

これまで児童会のアイディアで、次のような取組を行ってきました。

- 児童主体の児童会行事
- いじめゼロ集会（いじめの定義のプレゼンテーション）
- ニコちゃんシールの活用（いじめがない日は児童会作成オリジナルシールを貼る）
- ニコニコボックス（相談ポスト）の作成

9 ネットいじめ対策の推進

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性，発信者の匿名性，その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて，インターネットを通じて行われるいじめを防止し，効果的に対処できるように，必要な啓発活動として，映像資料を活用します。

10 いじめに関する教職員の研修

いじめの基本認識を共有します。また，いじめ問題に関する指導上の留意点等について，教職員間の共通理解を図り，その観察力や対応力の向上を図ります。

「いじめ問題に関する取組事例集」「生徒指導提要」「生徒指導の充実のために」等を活用して，いじめの構造やいじめの進行，いじめの変遷やいじめの態様等の研修を行います。

自殺予防週間の取り組み方を確認し，実践します。

- 11 学校評価において，いじめ防止等の取り組みへの評価
- 12 計画的，組織的な指導計画の作成及び実施
- 13 生徒指導の機能を重視した子どもたちへのかかわり方

具体的には，次のような学習指導を展開していきます。

- 学級学年の雰囲気をよくしていくために，教師が率先して子どもたちのよいところを褒め認め，広めていきます。
- 休み時間の子ども様子を観察し，いつもと違う雰囲気を感じたらすぐに声をかけるなどの対応をします。
- 一人でいたり，いつもと違う表情をしていたりする子に声かけをします。
- 子どもたちの遊びの輪の中に積極的にかかわっていきます。

日吉台小学校 いじめ対策年間計画

月	いじめ対策 ●児童会	関連行事	留意事項
4	○学年間の情報交換, 指導記録の引き継ぎ ○いじめ対策組織編成・会議・共通理解 ○いじめ撲滅宣言(教師の決意表明) ○保護者への説明・啓発 ○小中連携生徒指導研修会 ○SOS の出し方教育の推進 ○教育相談強化期間の設定 ●児童会組織編成 ●いのちを大切に作るキャンペーン	・学級開き ・地区訪問 ・授業参観 ★いじめ対策委員会	・いじめに関する情報の共通理解と引き継ぎを確実に実施する。 ・いじめ対策の組織づくりと計画を確認する。
5	○校内研修「いじめ防止の指導の在り方」 ○行事(運動会等)を通した人間関係づくり ●児童会活動(月の学校生活目標の振り返り)	・各学年の校外学習(～1月まで) ・運動会	・児童会の発想を生かした取り組みを検討し, 活動の準備をする。
6	○アンケートの実施と分析 ○教育相談の実施 ●児童会活動(月の学校生活目標の振り返り)	・教育相談月間 ・学校生活アンケート	・アンケートの結果を生かした教育相談を実施する。
7	●児童会活動(月の学校生活目標の振り返り)	★いじめ対策委員会	・いじめ対策評価
8	○教育相談やいじめ防止に関わる小中合同研修会の実施 ○小中連携生徒指導研修会	・小中合同研修会	・生徒指導に関わる研修を深める。 ・小中連携の推進
9	○夏休み明け教育相談の実施(学級) ○行事(運動会等)を通した人間関係づくり ●児童会活動(月の学校生活目標の振り返り) ○いじめ予防週間の取り組み	・運動会	・行事や体験を通して道徳教育を推進していく。
10	○アンケートの実施と分析 ●児童会活動(月の学校生活目標の振り返り)	・ふれあい祭り ・学校生活アンケート	・行事や体験を通して道徳教育を推進していく。
11	○教育相談の実施 ○行事(合唱祭)を通した人間関係づくり ●児童会活動(月の学校生活目標の振り返り) ○ネットいじめ対策(6年) ○アンケートの実施と分析	・教育相談月間 ・日吉っ子音楽祭	・アンケートの結果を生かした教育相談を実施する。
12	○学校評価の実施(保護者・児童・教職員) ○行事(納会)を通した人間関係づくり ○人権意識啓発活動 ○保護者個別面談の実施(情報交換) ●児童会活動(月の学校生活目標の振り返り)	・学校評価アンケート ・持久走納会 ・人権週間 ・個別面談	・人権感覚を高める。 ・アンケートや面談を通して情報交換を深める。
1	○冬休み明け教育相談の実施(学級) ○学校評価の結果を分析・公開 ●児童会活動(月の学校生活目標の振り返り)	・学校評価結果公開 ★いじめ対策委員会 ・学校生活アンケート	・いじめ対策評価, 次年度へ向け改善 ①
2	○保護者への説明・報告 ●児童会活動(月の学校生活目標の振り返り) ○アンケートの実施と分析 ○教育相談の実施	・授業参観, 保護者会	・これまでの取り組みの成果と課題を保護者に説明する。 ・いじめ対策評価, 次年度へ向け改善 ②
3	○行事(送る会等)を通した人間関係づくり ○記録の整理, 引き継ぎ資料の作成 ●児童会活動(月の学校生活目標の振り返り) ○いじめ防止基本方針の見直し	・6年生を送る会 ・卒業式 ・小中連携行事	・小中連携の推進 ・本年度のまとめ

※いじめ対策委員会は生徒指導推進委員会時に兼ね毎月確認する。

第4章 いじめの早期発見について

1 アンケート調査の実施

「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる」という認識のもと、いじめの抑止力及びいじめの早期発見のためにアンケート調査を行います。アンケートに答えることで「ぼくはいじめられているかもしれない。」と、自覚する子もいます。「ぼくは、〇〇君をいじめているかもしれない。」と、いじめている児童に自覚を促す役目も果たします。「誰かに自分のことを書かれるといけないから、あんなこと言うのは止めよう。」と、日常生活でいじめ行為を抑制することにもなります。また、全校同じアンケートが実施されることは、アンケート項目が、児童の共通認識になります。「これは、してはいけないことだと学校中のみんなが知っている。」という共通認識は、児童に自制を促すと同時に大きな安心感を与えます。教師がアンケートを見れば、いくつもの項目に印のある児童は注意しなければならないことがすぐにわかります。

例えば、使役行為（使い走り等）をされている児童について、その友達から「いじめられているのではないか。」と報告されている等、危険な項目に名前が書かれている児童を見つけることができます。児童の間で、はやっているカードの交換、メールいじめや金銭のやりとり等、教職員の知らない子どもの裏文化が見つかることもあります。

これらの実態をふまえて、本校は子どもの問題行動の具体的な指導の手立てを明確にします。これを集計して、全校職員で「いじめ対策に係る会議」を開き、クラスだけでなく、他クラスとの関連問題、学年を越えた繋がりのある問題を把握し対応します。

また、いじめられている児童は、自尊心から自分が「いじめられている」とは書かない場合が多々あります。児童から訴えない理由はそこにあると考えられます。特に、小学校高学年には、そうした児童が多いと考えられるので、友達からの情報が重要な役割を果たします。

また、友達から「いじめを受けている子」の項目に名前があげられた子は、いじめが相当深い段階に入っている子と考えられるので、早急に対応しなければならないので、そうした児童の発見にも役立てます。

これを定期的に行うことで、子どもたちに「いじめを訴える機会がある」という安心感を与えることができます。「今は我慢しているけれど、次回には書こう。」と、児童は、問題の解決を未来に託すこともできます。

（時期）

- ・ 6月下旬
- ・ 11月下旬
- ・ 2月下旬

なお、アンケート用紙については、教育委員会の定める期間、適切に保存・管理します。

※確認し終えたアンケート用紙は、5年間保管するものとします。

（ただし重大事態として係争中の事案については期間を延長する場合があります。）

（方法）

- ・ 低、中、高学年別に作成し実施します。

（内容）

※教育相談アンケートに記載（P. 18～20）

2 いじめを認知する取組

アンケート調査以外に、個別面談や教育相談等を実施します。

- ・ 児童が自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童

にとっては多大な勇気を要するものであることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知するよう努めます。また、いじめの情報を教職員に報告した児童生徒が、不利益な立場になることなく学校生活を送ることができるよう配慮します。

- ・いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、心配のある際は速やかに学校に相談するよう啓発に努めるとともに、保護者との連絡方法についても明確に示すようにします。

(個別面談・教育相談)

- ・学校全体として定期的な面談を実施するとともに、日常的に相談しやすい人間関係の構築に努めます。また、児童が希望をする時にはいつでも対応します。
- ・面談方法や面接結果について、いじめ対策相談員等、専門的な立場からの助言を得ます。

(観察)

- ・多くの教師が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわることにより、発見の機会を多くします。
- ・教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、児童用のトイレを利用したりして、気になる場面の発見につなげます。
- ・休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を計画的に行い、発見につなげます。

2 欠席児童への対応

- ・連続3日以上欠席した児童の家庭には、電話連絡や家庭訪問等の対応を取ります。

第5章 いじめの相談・通報について

1 学校におけるいじめの相談・通報窓口

(管理職・担任・養護教諭・相談ポスト)

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には、保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、心身の安全を保証します。

事実関係や気持ちを傾聴するとともに、「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴します。事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意します。

周囲の児童からの訴えがあった場合、いじめを訴えたことにより、その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止めます。「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与えます。

2 学校以外でのいじめの相談・通報窓口

いじめ電話相談窓口を児童に周知する。

- 富里市教育委員会 0476-93-7659
- 富里市教育相談
富里市ふれあいセンター 0476-91-6600
- チャイルドライン千葉 0120-99-7777

- 千葉県警察少年センターヤングテレホン 0 1 2 0 - 7 8 3 - 4 9 7
- 子どもの人権 1 1 0 番（法務省） 0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0
- 2 4 時間子供 S O S ダイアル 0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0
- 子どもと親のサポートセンター 0 1 2 0 - 4 1 5 - 4 4 6

※臨床心理士，学校心理士などの相談員が交代で相談に応じる。24 時間対応

3 いじめを受けたとき，目撃したときの相談・通報についての指導について

いじめられていることを「恥ずかしい」「みじめである」と考えないように指導します。また，相談，通報は適切な行為であり，「告げ口」，「ちくり」といわれるような卑怯なことではないことを知らせます。

第 6 章 いじめを認知した場合の対応について

法第 2 3 条第 1 項は，「学校の教職員，地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は，児童等からいじめに係る相談を受けた場合において，いじめの事実があると思われるときは，いじめを受けたと思われる児童等在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており，学校の教職員がいじめを発見し，又は相談を受けた場合には，速やかに，いじめ防止対策委員会に対し，当該いじめに係る情報を報告し，学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち，学校の特定の教職員が，いじめに係る情報を抱え込み，いじめ防止対策委員会に報告を行わないことは，同項の規定に違反し得る。また，教職員は，学校の定めた方針等に沿って，いじめに係る情報を適切に記録します。

1 いじめ事案が発生したときの報告連絡体制（対応マニュアル）

【 事前の対応 】

- ①全教職員がいじめ問題の重大性を認識し、事項の児童の実態に目を配り把握に努める。
- ②学校に児童生徒の悩みを受け入れられる場を作る。
- ③明るく思いやりのある学級、学校づくりを推進する。
- ④教師の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。
- ⑤開かれた学校をめざし、家庭や地域との連携を図る。

【 早期発見 】

- ・冷やかし、からかい、仲間はずれ、無視、孤立など気になる行動を見逃さない。
- ・アンケート、教育相談、相談箱、保護者・地域からの情報、訴え

【 事実確認 】

- ・担任は学年主任へ報告後、事実関係を正確に把握し、記録する。
- ・生徒指導推進委員会を開き事実を確認し、いじめの判断をする。
- ・担任と学年主任は、生徒指導主任、教頭、校長へ報告する。
教育委員会へ教頭が報告する。

教育委員会

重大事態の場合は
いじめ対策委員会

【 生徒指導推進委員会 】

- ・担任、学年主任、養護教諭、生徒指導主任、管理職での役割を明確にして、組織で指導・支援に取り組む。

【 児童への指導・支援 】

被害児童への支援

- ・児童にとって信頼できる人（親しい友だちや教員、家庭、地域の人等）と連携し、寄り添いあえる体制を作る。
- ・必要な場合は、加害児童を別室で学習させる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにする。

加害児童への指導・支援

- ・いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。

【 保護者への対応 】

- ・速やかに家庭訪問を実施する。
- ・被害児童の保護者には、実情や経過、学校の対応を正確に伝え、謝罪と今後のケアへの取組について説明し、理解と協力を得る。
- ・加害児童の保護者には、事象の具体的な内容や被害児童の心情を正確に伝え、今後の学校の取組について理解と協力を依頼する。その際、加害児童の課題解決のための具体的な支援について話し合う。

【 事後措置 】

- ・速やかに教育委員会へ、教頭が経過を報告する。
- ・関係教職員は随時指導の経過を校長に報告し、指導、助言を得ながら継続指導、保護者との連携を図る。
- ・学年、全校集会を通じて、次の点に留意して指導する。
 - ①「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を一人一人の児童に徹底する。
 - ②学校は、いじめられている児童を徹底的に守り通すということを、言葉と態度で示す。
 - ③いじめを止めることはできなくても、誰かに伝える勇気を持つよう伝える。

2 被害者への対応

→傾聴・絶対的な味方・交友関係の醸成・自立の支援

【基本的な姿勢】

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になることを表明します。
- ・児童の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続していきます。

【事実の確認】

- ・担任を中心として、児童が話しやすい状況（場や聞き手）を設定します。
- ・いじめを受けた悔しさやつらさに耳を傾け、共感しながら事実を聞きます。

【支援】

- ・学校はいじめ加害者を絶対に許さないことを表明し、今後の指導について伝えます。
- ・自己肯定感を喪失しないよう、児童のよさや、優れているところを認めて励まします。
- ・いじめ加害者との今後の接し方等、行動の行方を具体的に指導します。
- ・学校は、安易に解決したと判断せずに、経過をしっかりと見守っていくことを伝え、いつでも相談できる体制にあることを確認します。

【経過観察】

- ・面談や生活ノートを使って定期的に相談活動を行い不安や悩みの解消に努めます。
- ・授業等で活躍の場や友人との関係づくりを支援していきます。

3 加害者への対応

→毅然とした対応・内省・成長の見守り・被害者心情への斟酌

【基本的な姿勢】

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に関しては毅然とした態度で指導します。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうすればよいのかを内省させます。

【事実の確認】

- ・加害者に対応する教師は、中立の立場で事実確認を行います。
- ・嘘やごまかしのない事実確認を行います。

【指導】

- ・被害者のつらさに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせます。
- ・いじめは決して許されないことに気づかせ、責任転嫁することを許しません。
- ・いじめに至った心情や関わったグループ内での立場等を振り返らせながら、今後の行動について考えさせます。
- ・いじめを確認した際には、直ちにいじめをやめさせ、再発防止に向け、被害児童生徒や保護者に対する支援及び加害児童生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を完全に解消するまで継続的に行います。また、必要に応じて、教育委員会や関係機関の指導・助言・支援を受けながら、解決を図ります。
- ・被害児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、被害児童又はその他の児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる場合があります。
- ・不平不満、いらだつ気持ちを聞き取ります。

- ・事案が重大事態であると判断された場合やいじめの内容及び状況に応じて、学校は、学校教育法第三十五条に基き、出席停止の手続きをとります。

【経過観察】

- ・生活ノートや面談を通して、教師との交流を続けながら成長を確認していきます。
- ・授業や特別活動等を通して、エネルギーをプラスの方向に向かわせ、良さを認めています。

4 観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】

- ・いじめは、当事者だけの問題ではなく、学級や学年等集団全体の問題であることを確認し、集団全体で対応していきます。
- ・いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示します。

【事実確認】

- ・いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝えます。

【指導】

- ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせます。
- ・被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせます。
- ・これからどのように行動したらよいのかを考えさせます。
- ・いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせます。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深めます。
- ・聴取については、聴取場所の環境を整え、過度の緊張感や圧迫感を与えないように、できるだけ短時間で行います。
- ・聞き取った内容の保存を確実に行います。
- ・聞き取りの際には、言葉遣いや態度に十分注意します。

5 保護者との連携

- いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ防止基本方針」に沿った対応方針を伝えるなど、信頼関係の下に理解と協力を得られるよう努めます。
- 適切な調査に基づき、被害児童生徒、保護者には適宜状況を説明し、安心して通学するための措置を確実に行う。説明においては、被害者、加害者を問わず、事実を正確かつ速やかに伝えます。

【いじめを受けた児童の保護者との連携】

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、保護者に直接会って学校で把握した事実を正確に伝えます。
- ・学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、スクールカウンセラーの活用等、対応の方針を具体的に示します。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受けます。
- ・いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼します。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得ます。
- ・保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない。」などと言うことがないようにします。事実を調べ、いじめがあれば児童を必ず守る旨を伝えます。
- ・「お子さんにも問題があるからいじめにあう。」などの誤った発言をしないようにします。
- ・電話で簡単に対応することがないようにします。

【いじめた児童の保護者との連携】

- ・事情聴取後、加害者保護者に来校してもらい、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をします。
- ・相手の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらうよう事実を正確に伝えます。
- ・指導の経過と変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求めます。
- ・誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝えます。
- ・事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求めます。
- ・保護者を非難したり、これまでの子育てを批判したりすることのないように十分留意します。

6 いじめの解消について

【事後観察と確認】

- ・いじめに関わる行為が少なくとも3ヶ月目安として止んでいることを判断の時点で、いじめを受けた本人及び保護者に確認します。

7 その他

【特別に支援が必要な児童への対応】

- ・支援が必要な児童については、いじめの被害者・加害者の両面での慎重な対応が必要となります。特別支援教育の視点で、分析し対応を考えていきます。
- ・いじめをきっかけとして不登校に陥った児童生徒については、いじめの解消に向けた取組だけでなく、保護者や関係機関との連携を図りつつ、不登校対策の充実に取り組みます。

- ・関係児童生徒のプライバシーに十分留意して対応します。

第7章 重大事態への対処について

1 重大事態の基準

重大事態とは（法第28条第1項第1号及び第2号）

- （1）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- （2）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

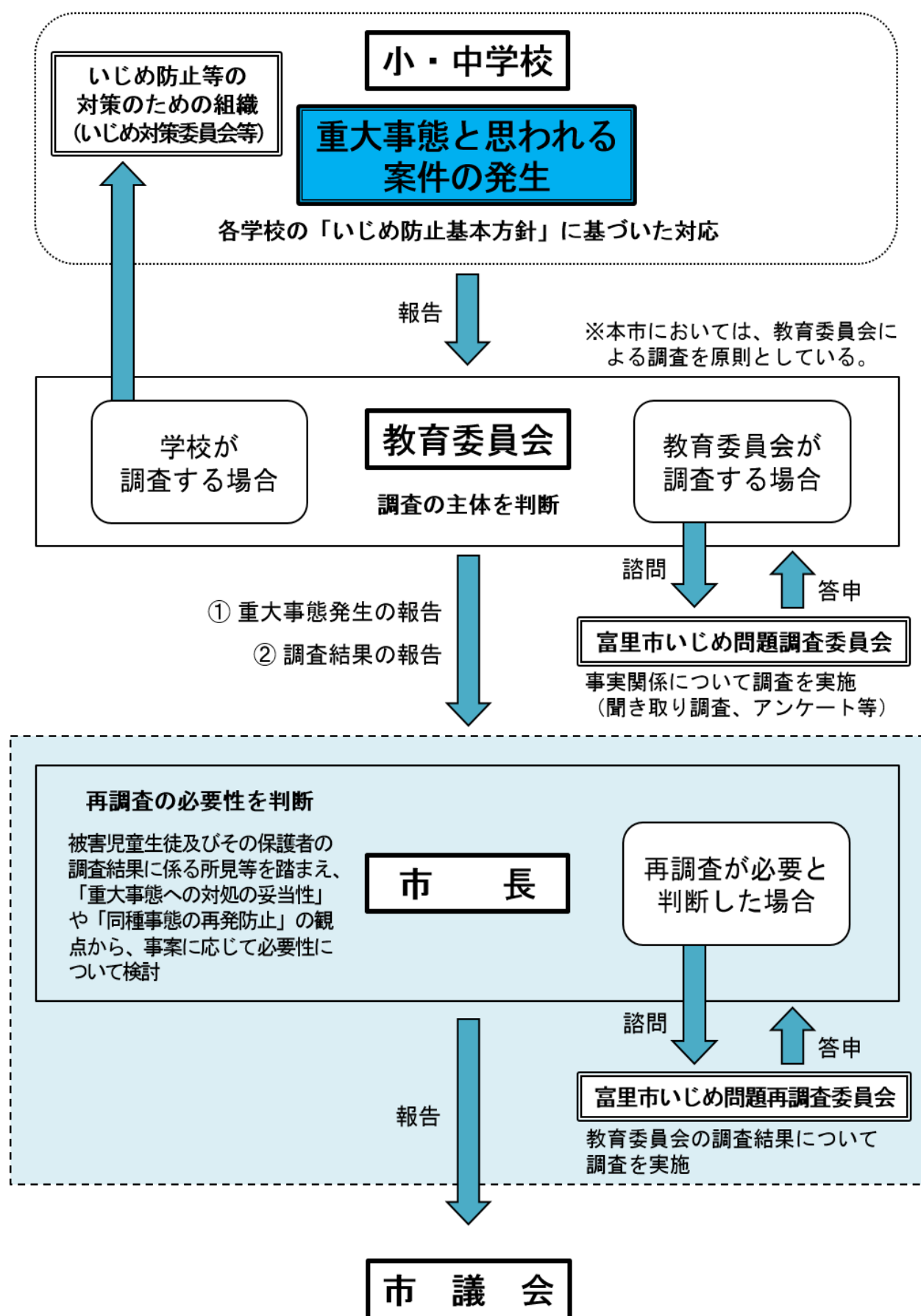
※第1号の「いじめにより」とは，各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味します。また，「生命，心身又は財産に重大な被害」については，いじめを受けた児童の状況に着目して判断します。

- （1）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- （2）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・不登校の定義を踏まえ，年間30日を目安とするが，児童が一定期間連続して欠席しているような場合も教育委員会及び学校の判断で重大事態と認識する。
- （3）その他の場合
 - ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し入れがあった場合

2 重大事態が発生した場合の対応

学校は，重大事態と思われる案件が発生した場合には，直ちに教育委員会に報告します。また，教育委員会に電話等で速やかに報告後，その後，文書による報告を行います。

重大事態の対応（別紙フロー図③）



3 調査について

調査に際しては、下記に示した国のいじめ防止等のための基本方針や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月14日策定）「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月）の内容を参考にし、適切に実施します。

【調査主体】

- ・調査主体をどこに設置するかは、富里市教育委員会が判断します。
- ・学校が調査主体になる場合でも、調査内容や人的措置等、教育委員会の協力を得ます。
- ・事案の特性やこれまでの経緯、いじめを受けた児童またはその保護者が望む場合には、学校における調査（調査主体を教育委員会に置く場合も含む）に並行して、市長による調査も想定します。この場合は、調査主体同士が密接に連携し、適切に役割分担を図ります。

【組織】

- ・学校は、そのいじめ事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかに組織を設けます。

4 事実関係を明確にするための調査の実施

【事実関係を明確にする】

- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。
- ・この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではありません。学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図ります。

【いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合】

- ・いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行います。この際、いじめられた児童を守ることを最優先とした調査実施を行います。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めます。
- ・いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をします。

【いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合】

- ・児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手します。
- ・調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行っていきます。

（自殺の背景調査における留意事項）

- ・児童の自殺という事態が起こった場合の調査については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施します。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持

ちに十分配慮しながら行います。

- ・背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行います。
- ・在校生及びその保護者に対しても、全校集会や保護者説明会を設定し、できる限り配慮と説明を行います。
- ・死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案します。
- ・詳しい調査を行うにあたり、学校は遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておきます。
- ・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努めます。
- ・情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供をします。

(教育委員会が調査を行う際の留意事項)

- ・調査組織として、「富里市いじめ問題調査委員会」が調査を行う。

【調査結果の提供および報告】

○いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

- ・学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明します。
- ・これらの情報の提供にあたって学校は、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

○ 調査結果の報告

- ・調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告します。

○ 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

- ① 市長は、法第30条第2項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、市長の附属機関である「富里市いじめ問題再調査委員会」により、再調査を行う。
- ② 市長は、再調査により明らかになった事実関係や再発防止策等について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。なお、情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報保護に十分に配慮し、適切に提供するものとする。
- ③ 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- ④ 市長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項の規定により、その結果を市議会に報告する。

【再調査の実施が必要と考えられる場合】

- ①調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
- ②事前確認した調査事項の調査が不十分な場合
- ③教育委員会及び学校の対応の調査が不十分な場合
- ④「富里市いじめ問題調査委員会」の委員の人选の公平性・中立性に疑義がある場合

第8章 公表・点検・評価について

- 1 ホームページで本校のいじめ防止基本方針を示します。
- 2 本校では、年度ごとにいじめ問題への取り組みを保護者，児童，所属職員で評価することを定めています。学校だけの評価で終わらないようにします。
- 3 本校は学校いじめ防止基本方針を年度ごと，または状況に応じてその都度，見直しを行っています。
- 4 学校いじめ防止基本方針に示された，アンケート調査，個人面談，いじめの認知と対応，校内研修等，学校の具体的な取り組みの実施状況について学校評価の評価項目に設定し，PDCAサイクルに基づいて取組の改善を図ります。

【関連法案等】

いじめ防止対策推進法案に対する付帯決議

（平25・6・19衆議院文部科学委員会）

いじめ防止対策推進法案に対する付帯決議

（平25・6・19参議院文部科学委員会）

いじめ防止対策推進法（平25・6・21成立）

いじめ防止対策推進法（平25・6・28公布）

いじめ防止対策推進法（概要）

いじめ防止対策推進法（平25・9・28施行）

いじめの防止等のための基本的な方針の策定（平25・10・11通知）

生活アンケート（低学年用）

年 組 名前

書いたことは内緒にするので、安心して書いてください。質問の当てはまるものに○をつけましょう。

1 学校は楽しいですか。



0



1



2



3



4



5

2 それはどうしてですか。

☆1で1と2にまるをつけた人（いくつ選んでもいいです。）

- ① 好きな勉強があるから ② 友達と会えるから ③ 楽しい行事があるから
④ 給食が楽しみだから ⑤ その他（ ）

☆1で3から6にまるをつけた人（いくつ選んでもいいです。）

- ① 勉強がわからない、つまらないから ② 友だちのことで困っていることがあるから
③ 先生にしかられるから ④ クラスや学校で困っていることがあるから
⑤ その他（ ）

3 友だちのことについて聞きます。

（1） クラスに仲のよい友だちはいますか。

- ① いる（お名前 ） ② いない

（2） 友だちのことで、困っていることはありますか。

- ① ある（ ） ② ない

（3） だれかが友だちにたいして、いやなことをしたり、話しているところを見たことがありますか。

- ① ある（ ） ② ない

（4） 困ったことができた時、だれに相談することが多いですか。

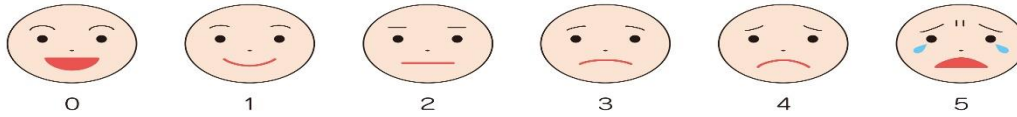
- ① 先生 ② 友だち ③ 家の人（親や兄弟・姉妹） ④ 保健室の先生 ⑤ 相談しない

5 教育相談の先生が、学校に来てくださる日があります。困っていることや悩んでいること、どうしようかなと考えていることなど、みなさんの話をゆっくり聞いてくださいます。「教育相談」の先生とお話したいですか。

- ① はい ② いいえ

書いたことは内緒にするので、安心して書いてください。質問の当てはまるものに○をつけましょう。

1 学校生活での気持ちで、あてはまる表情イラストに○をつけましょう。



2 それはどうしてですか。

☆1で1～3に○をつけた人（いくつ選んでもいいです。）

- ① 好きな勉強があるから ② 友達と会えるから ③ 楽しいことがあるから
④ 給食が楽しみだから ⑤ その他（ ）

☆1で4～6に○をつけた人（いくつ選んでもいいです。）

- ① 勉強がわからない、つまらないから
② 友だちのことで困っていることがあるから
③ 先生にしかられるから
④ クラスや学校で困っていることがあるから
⑤ その他（ ）

3 友だちのことについて聞きます。

（1）友だちのことで、困っていることはありますか。

- ① ある（ ） ② ない

（2）だれかが友だちにたいして、いやなことをしたり、話しているところを見たことがありますか。

- ① ある（ ） ② ない

（3）困ったことができた時、だれに相談することが多いですか。

- ① 先生 ② 友だち ③ 家の人（親や兄弟・姉妹）
④ 保健室の先生 ⑤ 相談しない

4 携帯電話（スマートフォン）を持っている人に聞きます。

携帯電話やインターネット（ラインなどのSNS）で友だちからいやなことをされて困っていることがありますか。

- ① ある（ ） ② ない

5 担任の先生に知ってもらいたいことはありますか。

- ① ある（ ） ② ない

6 担任の先生の他に、相談したい先生はいますか。

- ① いる（ ）先生 ② いない

7 教育相談の先生が、学校に来てくださる日があります。困っていることや悩んでいること、どうしようかなと考えていることなど、みなさんの話をゆっくり聞いてくださいます。

「教育相談」の先生とお話したいですか。 ① はい ② いいえ

◎ 中が見えないように紙を折ってから先生に渡しましょう。